

一般事業主行動計画について

次の世代を担う子供たちが健やかに生まれ育つ環境を作るため次世代育成支援対策推進法が制定されています。

金沢聖霊総合病院では職員が仕事と子育てを両立できるよう、雇用環境の整備を行うために次のように行動計画を策定し、ここに公表いたします。

1. 計画期間 平成31年4月1日～令和4年3月31日（3年間）

2. 内容

（1）子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

目標1 妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備の実施

【対策】

- ・妊娠中や産休・育休復帰後の女性従業員が相談（妊娠～復帰等）出来る窓口を設置し復帰後の健康管理及び業務内容や業務体制の見直しを行う。

目標2 子どもが生まれる際の父親の特別休暇の取得の促進

【対策】

- ・出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過するまでの間、2日間の有給休暇を取得できる。

目標3 労働者が子どもの看護のために休暇を取得できる制度の導入

【対策】

- ・小学校就学の始期に達するまでの子どもの看護のために年次有給休暇とは別に子が一人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日の休暇を取得でき、また、時間単位で取得することができるようにする。

（2）働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目標1 年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

【対策】

- ・年次有給休暇の取得状況を把握する。
- ・各部署にて年次有給休暇の取得計画を策定する。
- ・有給休暇の取得日数を年5日以上取得できるようにする。

3. 労働者への周知方法

病院内職員用掲示板における掲示

4. 公表の方法

インターネットの利用（病院ホームページへの記載）